

「第二種金融商品取引業 財務諸表等の作成要領」（案）の作成に関するパブリックコメントの概要及び本協会の考え方

令和元年 9 月 30 日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会では、「第二種金融商品取引業 財務諸表等の作成要領」（案）の作成について、令和元年 7 月 12 日から同年 8 月 9 日までの間、広く意見の募集を行いました。

この間に寄せられたご意見・ご質問（延べ 3 件、3 の法人・個人）及びこれらに対する本協会の考え方は、次のとおりです。

なお、「本作成要領」は「第二種金融商品取引業 財務諸表等の作成要領（案）」、「二種業」は「第二種金融商品取引業（みなし有価証券に係る金融商品取引行為に限る。）」、「正会員」は「本協会の正会員」を指しますので、念のため、申し添えます。

| 番号 | 該当個所 | コメントの概要 | 本協会の考え方 |
|----|------|--|--|
| 1 | 全般 | 本作成要領は自主規制規則なのか。また、これに従わない場合には、処分等のペナルティが科されるのか。 | 本作成要領は、自主規制規則ではないため、これに従わないことをもって、処分等のペナルティを科すことまでは想定していません。 本作成要領は、二種業に係る統一的な経理ルールがない中で、正会員は小規模業者が多い現状に鑑み、正会員による財務諸表の作成に関して、現行の会計基準等に基づき、標準的な勘定科目、記載要領や会計処理上の留意事項を示すことにより、適正な財務情報の表示と、投資家にとって分かりやすく比較可能な財務情報の表示の観点から、正会員全体のレベルアップを図り、正会員のベストプラクティスを目指すことを目的としています。 |

| 番号 | 該当個所 | コメントの概要 | 本協会の考え方 |
|----|---------------------------------------|--|--|
| | | | ただし、正会員は、本作成要領にかかわらず、金融商品取引法その他の法令・会計基準等に則って適正な会計処理及び財務諸表の作成を行っていただく必要があり、これらに違反した場合には、処分等の対象となり得ますので、ご留意ください。 |
| 2 | 全般 | 弊社は、上場会社の連結子会社であるが、本作成要領の適用対象となるのか。 | <p>本作成要領2. (3)では、監査法人等から財務諸表監査を受ける者は、本作成要領の定めに従わないうことができるとしています。貴社が上場会社の連結子会社であって、当該上場会社の連結対象として財務諸表監査を受けている場合には、本作成要領の定めに従わないうことができます。</p> <p>なお、その場合であっても、同2. (4)のとおり、投資家への情報提供等に資するために、本作成要領の一部を適用することを妨げるものではありません。</p> |
| 3 | 本作成要領4. 中 【匿名組合の営業者における会計処理上の注意事項】 | 【匿名組合の営業者における会計処理上の注意事項】に「(2)匿名組合の営業者の損益計算書(参考モデル)」が提示されており、利益(損失)として「匿名組合契約に基づく利益(又は損失)分配前税引前当期純利益(又は純損失)」(以下、利益が計上されるものを「TK税前純利益」といいます。)、これに対する控除として「匿名組合利益分配額(又は匿名組合損失分配額)」(以下、利益が計上されるものを「TK分配額」といいます。)を表記することとしている。 | <p>当該【匿名組合の営業者における会計処理上の注意事項】は、匿名組合の営業者の貸借対照表及び損益計算書に係る一般的な注意事項及び参考モデルを示しております。</p> <p>匿名組合契約に基づく利益を分配するか留保するかは、当該契約において営業者と匿名組合員である投資家との間で取り決めていただくものであり、その妥当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。</p> <p>上記を除き、左記の会計処理の方法については、貴見の</p> |

| 番号 | 該当個所 | コメントの概要 | 本協会の考え方 |
|----|------|--|-------------|
| | | <p>ここでは、TK税前純利益=TK分配額とは明記されていないので、例えばTK税前純利益=100、TK分配額=80という様に、100の利益のうち、今期は80を分配するという処理が許されると理解する。</p> <p>この場合、匿名組合営業者に利益20が残るので、これは、課税後、匿名組合営業者の貸借対照表においては、純資産に加算される。</p> <p>上記の如き、処理及び理解が正しいか確認したい。</p> | とおりと考えられます。 |

以上